

誰にでも、当たり前
「自分の意思」があります



意思決定支援、実践していますか

相模原市障害者自立支援協議会

意思決定支援ってなに？

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある方が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるようにすることです。可能な限り本人が意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や選考を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選考



の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業所の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。

意思決定支援の議論が始まった背景

障害者権利条約第19条では、地域生活をするための「選択の機会」が義務付けられており、障害者基本法第23条には、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」と記されています。

その後の障害者総合支援法においても、障害福祉サービス事業所や施設、相談支援事業所等では、本人の「意思決定の支援を配慮する」ことが責務として規定されています。

★障害のある方の中には・・・★

- ・自分で決めたことがない
- ・言葉が理解できない
- ・何を選んでいいのか、わからない
- ・意思が伝えられない（言葉が上手く理解できない）
- ・情報が少ない、わかりづらい
- ・抽象的な質問には答えづらい など

< 意思決定支援が必要な場面は >

日常生活

楽しむ

旅行・外出の企画
習い事や余暇活動に通う

健康を守る

通院や服薬
入院や手術の承諾
生活習慣病の対策
予防注射や健康診断

お金の管理

金銭管理（お小遣い帳）
通帳やカードの管理
相続や財産管理

家族を支える

家族の入院や通院
家族の介護
冠婚葬祭への参加

支援員
サポート

本人

暮らす

誰と暮らすかの選択
住む場所の選択
自分に合った生活スタイル

働く

実習先の選択（どんな仕事）
就職先の選択
退職や転職
資格の取得
職場トラブルの対応方法

人や社会とつながる

近所のつきあい
職場のつきあい
友達づきあい
異性とのつきあい
インターネット上のつきあい

福祉制度を利用する

福祉サービス利用
相談支援
成年後見等
年金等

社会生活

意思決定支援を行うための5つのポイント

本人の ことを知る

- ・どんな食べ物が好きなのか
- ・洋服のデザインはどんなものが好きなのか
- ・どんな場面を楽しんでいるのか、どんな場面を不快に感じているか
- ・生活歴や家族構成を知る ※下記の参考資料を活用するとわかりやすい

意思表出を 支援する

- ・写真や文字・イラストを使うなど、意思表示しやすい工夫をする
- ・言葉以外の意思（表情や手足の動き等）を受け止めることも重要である
- ・時間や場所、周囲の状況によって答えは変わることもある
- ・やらない、選ばない、拒否をすることも意思のひとつと捉える

体験の 積み重ねを 支援する

- ・失敗も大切な経験である
- ・新しいことを行う、同じことを繰り返す、どちらも体験の積み重ねである
- ・たくさんの経験をすることで、希望が膨らみ、過去と違った望みを持つことは自然である

会議を開く

- ・様々な場面での行動を記録することで、支援者間で情報を共有できるだけでなく、本人が判断する際の参考になる
- ・サービス担当者会議、個別支援会議などを随時開催する

最善の利益 を判断する

- ・最善の利益を判断することは、最後の手段である

※本人のプロフィールや特性、対応など、本人、家族または支援者とともに作成し活用可能なツール一覧
障害全般対応 「生活支援プランMap（まっぷ）」（相模原市HP参照）
精神障害者対応 「かながわ県版☆こころの生活支援手帳 毎日の生活をおくるためのノート」
（神奈川県立保健福祉大学実践教育センターHP参照）
重症心身児者対応 「私の記録（あんしんノート）」（神奈川県重症心身障害児（者）を守る会HP参照）

【参考文献】

「知的障害・発達障害の人たちのための見てわかる意思決定と意思決定支援」（株）ジアース教育新社

【監修】

全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員・機関誌「手をつなぐ」編集委員 又村あおい